

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会次第

日 時：平成 28 年 10 月 13 日（木）

午前 10 時

場 所：上越市役所 402、403 会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員自己紹介

4 正副会長の選出

5 審議会委員になられた方へ制度等の説明

6 その他

7 閉 会

○上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会委員

○委員任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

(専門分野・公募順)

分野	氏名	摘要
産業労働	早川 英雄	連合新潟上越地域協議会副議長
人権	齋藤 久美子	民生委員・児童委員
教育	高橋 邦夫	元城西中学校長
法曹	原野 聖子	弁護士
医療福祉	高柳 とも子	新潟県立看護大学教授
消費生活	浦壁 すみ子	上越消費者協会会長
情報	大森 康正	上越教育大学准教授
防災防犯	梅澤 えんりょう	NPO 法人新潟県災害救援機構理事長
公募	岩井 文弘	公募市民

上越市個人情報保護制度等説明資料

平成28年10月13日

上越市総務管理部

総務管理課

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の概要

1 設置目的

情報公開制度、個人情報保護制度及び審議会等の会議の公開制度の運営等について幅広く市民の意見を求めるため

2 所掌事項

- (1) 次の制度の公正かつ円滑な運営及びそれらの改善について、市長の諮問に応じて審議すること。
 - ア 上越市情報公開条例に基づく情報公開制度
 - イ 上越市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度
 - ウ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例に基づく審議会等の会議の公開制度※ 諮問…有識者又は一定機関に、意見を求めること。
審議…ある物事について詳しく調査・検討し、そのものよしあしなどを決めること。
- (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市（実施機関）の諮問に応じて審議すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について、市の機関の諮問に応じて審議すること。
- (4) 審議会は、(1)(2)(3)に掲げる事項を所掌するほか、制度の運営等について、市長に対して建議（意見の申立て）を行うことができる。

3 組織及び委員の任期

- (1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人の委員をもって組織する。
 - ア 学識経験者
 - イ 公募に応じた市民
 - ウ その他市長が必要と認める者
- (2) 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議の運営

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 審議会は、審議に必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
- (5) 審議会の庶務は、総務管理課において処理する。

6 審議の内容

- (1) 上越市情報公開条例、上越市個人情報保護条例及び上越市審議会等の会議の公開に関する条例の運用及び改正等について
- (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市における個人情報の取扱いについて
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について

上越市情報公開制度の概要

1 目的

上越市自治基本条例の規定に基づき、市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 請求することができる方

- ・ 市内に住所がある人
- ・ 市内に事務所や事業所がある法人・団体
- ・ 市内の事務所や事業所に勤務している人
- ・ 市内の学校に在学している人
- ・ 市の行う事務事業に利害関係のある人や団体

※ 上記以外の方に対しても、情報の公開に努めるものとする。

3 請求の対象となる文書（公文書）

市（実施機関）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、図画、磁気テープやマイクロフィルムなどで、市で管理しているもの

4 対象となる実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

5 公開できない情報

(1) 法令秘情報

国勢調査の調査票など法令等で非公開とされている情報

(2) 個人情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

(3) 法人等情報

生産、技術、営業、経理などの情報で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報

(4) 意思形成過程情報

未成熟な情報で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報

(5) 行政運営情報

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる情報

(6) 国等との協力関係情報

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある情報

(7) 安全秩序維持情報

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

上越市個人情報保護制度の概要

1 目的

上越市自治基本条例の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。

2 個人情報の取扱いの原則

(1) 適正な収集

市は、個人情報を収集するときは、業務の遂行に必要かつ最低限の範囲内で行わなければならない。

特に、基本的人権を侵害するおそれのある情報を収集してはならない。収集するときは、法令等に定めがない限り、第三者機関である上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会（審議会）に諮問し、答申を受けなければならない。

(2) 収集の手続

個人情報を収集・変更するときは、審議会に諮問し、答申に基づき行い、個人情報業務登録票に登録しなければならない（法令等に定めがあるときを除く。）。

個人情報業務登録票に登録した業務を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(3) 収集の制限

次のいずれかに該当するときを除き、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人（その代理人を含む。）から直接収集しなければならない。

- ・法令等に定めがあるとき。
- ・本人の同意があるとき。
- ・出版、報道等により公知のものであるとき。
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・市の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(4) 適正な管理

ア 市が保有する個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者（各課の課長等）を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- ・個人情報を正確かつ最新なものとする。

イ 個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

ウ 市（実施機関）の職員又は実施機関の職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

※実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

(5) 利用及び提供の制限

ア 法令等に定めがあるとき又は本人の同意があるときその他公益上必要があると認められるときを除き、市が保有する個人情報について、個人情報業務登録票に登録した収集の目的以外の目的への利用（目的外利用）及び市以外への提供（外部提供）を行ってはならない。

イ 目的外利用又は外部提供をするときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、登録票に登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

ウ 人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく目的外利用又は外部提供を行うことができる。この場合において、市は、速やかに、審議会に報告しなければならない。

3 自己情報のコントロール権

(1) 開示請求権

自己に関する保有個人情報（自己情報）の閲覧及び写しの交付（開示）を請求する権利

(2) 訂正請求権

自己情報について事実との相違があるときに市に対し、訂正を請求する権利

(3) 削除請求権

自己情報が規定に反して収集されている又は保管されているときに市に対し、削除を請求する権利

(4) 目的外利用等中止請求権

自己情報が規定に反して利用若しくは提供され、又はされようとしているときに、市に対し、目的外利用又は外部提供の中止を請求する権利

4 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の取扱い

(1) 利用、提供等の制限

提供、収集・保管は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定される。

(2) 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

市では、この特定個人情報保護評価の宣言に先立ち、第三者点検として審議会に諮問する。

※特定個人情報ファイル…個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

5 罰 則

対象者	対象情報	行 為	量 刑
・市の職員（職員であった者） ・受託業務等に従事している者（従事していた者）	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル	正当な理由がないのに、提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
同 上	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ なお、受託業務等の従事者が上記の違反行為を行った場合は、その事業主としての選任・監督責任を問う趣旨から、法人等に同様の罰金刑を科す。

※ 個人情報ファイル… 市が保有する個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

市の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、職務以外の目的で収集したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
------	-------------------------------	------------------------	--------------------

※ その他、偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対して、5万円以下の過料を科す。

上越市個人情報保護条例における 個人情報の取扱いの原則

【誰から】

- 本人
- 本人以外
 - ・第三者
 - ・目的外利用

【本人以外の場合の収集の根拠】

- ・本人の同意
- ・法令等に規定がある場合
- ・出版、報道等により公知
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- ・業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合

個人情報収集の業務登録

- ・本人の同意
- ・法令等に規定がある場合
- ・公益上必要があると認められる場合

目的外利用

市役所の中で、他の目的に
利用する場合

外部提供

市役所以外の外部へ個人情
報を提供する場合

コンピュータ結合

市役所以外の外部と専用回
線で個人情報を取り扱うコ
ンピュータを結ぶ場合

これら全てに上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問又は報告が必要

上越市会議公開制度の概要

1 目的

上越市自治基本条例の規定に基づき、審議会等の会議を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民との情報共有を図り、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 公開の対象となる会議（審議会等）

次のいずれにも該当する会議

- ・ 市（実施機関）の事務や事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等により組織される会議
- ・ 市に設置された審議、審査、調査、調停等を行う審議会、審査会等

3 対象となる実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

4 会議の原則公開

会議は原則公開とする。

5 非公開の会議

不服申立て、苦情の申立て、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。

6 非公開とすることができる会議

会議の内容が次の事項のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 法令秘事項

法令等で非公開とされている事項

(2) 個人事項

個人に関する事項で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある事項

(3) 法人等事項

生産、技術、営業、経理などの事項で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項

(4) 意思形成過程事項

未成熟な事項で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある事項

(5) 行政運営事項

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる事項

(6) 国等との協力関係事項

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある事項

(7) 安全秩序維持事項

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある事項

7 会議開催の事前公表

会議開催日の1週間前までに会議の名称、日時、場所、議題、公開の可否その他の会議の開催に関し必要な事項を市役所1階と各区総合事務所の市政情報コーナー、南・北出張所及び教育プラザに設置するほか、市のホームページへの掲載により公表しなければならない。(緊急に会議を開催するときを除く。)

8 会議の傍聴

- ・ 誰でも、審議会等が公開する会議を傍聴することができる。
- ・ 市は、会議の開催場所における収容人員等を勘案して、傍聴することができる定員を定めるものとし、定員を超えるときは、先着順とするものとする。

9 会議録の作成及び写しの閲覧

- ・ 市は、会議の終了後速やかに当該会議の会議録を作成しなければならない。
- ・ 市は、会議録(非公開とされた事項が記録されている部分を除く。)の写しを閲覧に供しなければならない。
- ・ 会議開催後、おおむね1か月後から会議録を市役所1階と各区総合事務所の市政情報コーナー、南・北出張所及び教育プラザに設置するほか、市のホームページへの掲載により公表するものとする。